【フローチャート】

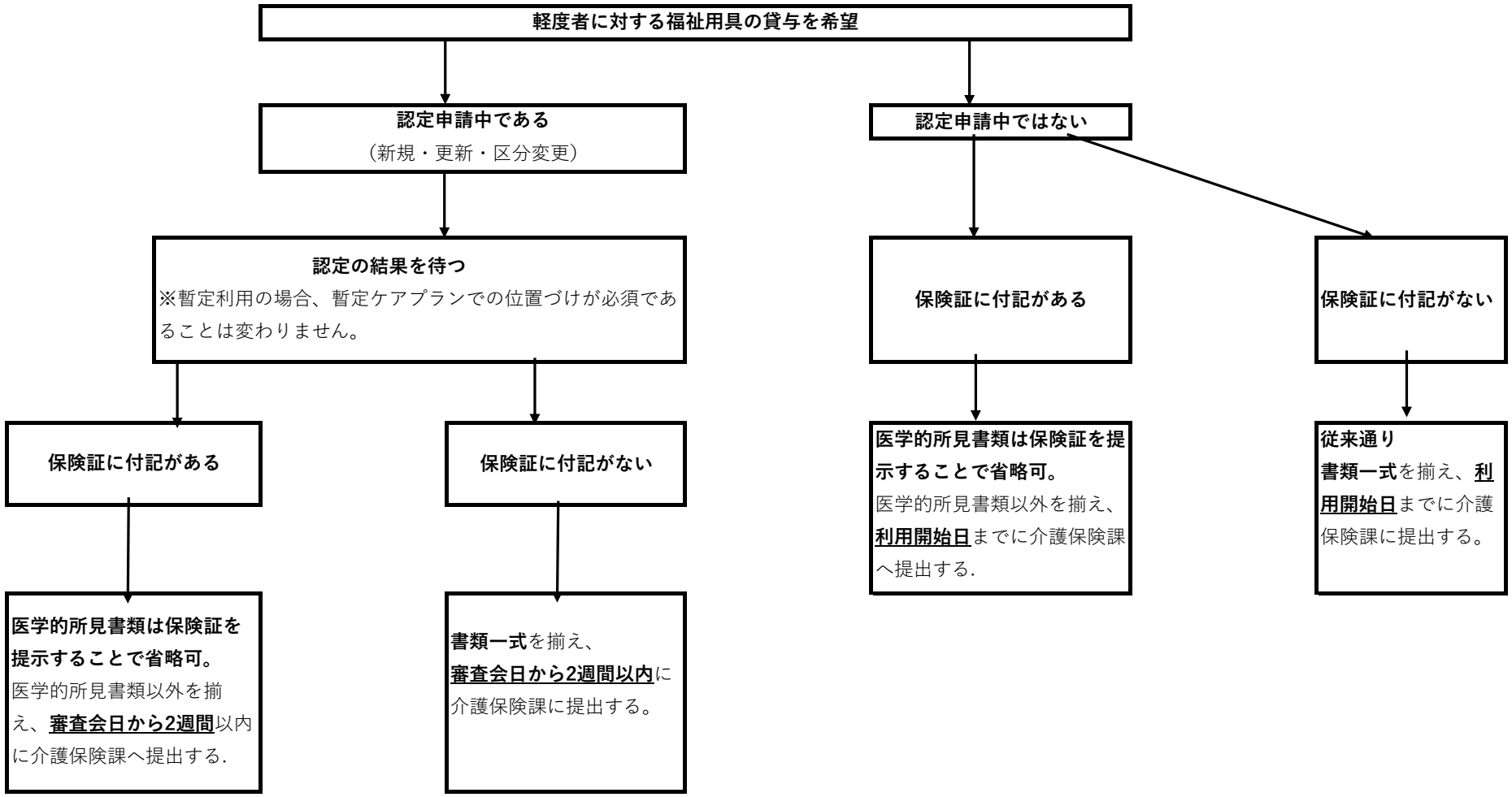
軽度者に対する福祉用具の貸与を希望
認定申請中である
（新規・更新・区分変更）
認定申請中ではない
認定の結果を待つ
※暫定利用の場合、暫定ケアプランでの位置づけが必須であることは変わりません。
保険証に付記がある
保険証に付記がない
保険証に付記がある
保険証に付記がない
医学的所見書類は保険証を提示することで省略可。
医学的所見書類以外を揃え、利用開始日までに介護保険課へ提出する.
従来通り
書類一式を揃え、利用開始日までに介護保険課に提出する。
医学的所見書類は保険証を提示することで省略可。
医学的所見書類以外を揃え、審査会日から2週間以内に介護保険課へ提出する.
書類一式を揃え、
審査会日から2週間以内に介護保険課に提出する。